

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第二十四号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則（平成二十三年半田市規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二（見出しを含む。）中「新規」を削る。

第四条に次の一項を加える。

3 指定事業者は、条例第六条第一項の指定の申請をした日から三年以内に指定を受けた工場等の操業を開始しなければならない。

第八条第二項中「二回を限度として」を「五億円を超える場合は三年間、一億円を超える場合は二年間に」に改める。

第九条を次のように改める。

（財産処分の制限）

第九条 奨励金の交付を受けた指定事業者は、奨励措置により取得した固定資産を市長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、指定を受けた工場等の操業を開始した日から五年を経過した場合は、この限りではない。

様式第一及び様式第二中

に改める。

- 「 (10) その他市長が必要と認める書類
を
「 (10) 固定資産取得費用を証する書類
「 (11) その他市長が必要と認める書類
」

様式第三及び様式第十を次のように改める。

(別紙のとおり)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙

様式第3(第4条関係)

事業計画書

本社所在地	
会社等の名称	
代表者氏名	
担当者(職・氏名)	
連絡先	

1 会社等の概要

- (1)資本金 円
 (2)従業員数 人
 (3)企業規模 大企業・中堅企業・中小企業
 (みなし大企業：該当・非該当)
 (4)市内立地場所(常用雇用者数)

2 工場の概要

- (1)業種(日本標準産業分類)
 (2)土地 敷地面積 m²
 (3)家屋 建物面積 m² 延床面積 m²
 (4)土地を除く固定資産取得費用 千円
 (内訳:家屋 千円・償却資産 千円)
 (5)操業時常用雇用者数 当該工場等 人
 市内工場等 人
 (6)操業時常用雇用者増加数 当該工場等 人(うち新規雇用 人)
 市内工場等 人
 (7)操業5年後常用雇用者数 当該工場等 人(うち新規雇用 人)
 市内工場等 人
 (8)工場等竣工年月日 年 月 日
 (8)操業開始年月日 年 月 日
 (8)支払完了年月日 年 月 日
 (9)事業概要及び目的
 (10)製造する製品の内容
 (11)市以外の補助金の有無 有・無
 有の場合その内容

別紙

様式第10(第6条関係)

奨励金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 所在地

名称及び代表者氏名
(個人の場合は住所、氏名)
電話番号

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則第6条に基づき、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号		
資 本 金	円	従 業 員 数	人
奨 励 金 申 請 額	円		
建 物 の 種 別	工場・研究所		
立 地 の 態 様	新設・増設(拡充・建て替え・機械設備の設置)		
立 地 場 所			
業 種			
奨 励 金 算 定 額	高度先端産業立地奨励金 固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)納税額 円		
	中小企業高度先端産業立地奨励金 固定資産取得費用(土地を除く) × %= 円		
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日		
事 業 内 容			
操 業 時 常 用 雇 用 者 数	当該工場等	人(市内工場等	人)
常 用 雇 用 者 増 加 数	当該工場等	人(市内工場等	人)

備考 奨励金算定額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、奨励金申請額とします。

- 添付書類
- 1 工事請負契約書及び工事見積書の写し
 - 2 課税資産明細書及び市税納税証明書の写し
 - 3 指定決定通知書の写し